

公的研究費の不正使用防止に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、新島学園短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用防止及び不正使用が生じた場合における適切な対応について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公的研究費

文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する公的研究費をいう。なお、本学から配分される個人研究費、各種団体からの補助金及び助成金等の公的研究費以外の資金等についてはこの規程を準用するものとする。

(2) 研究者 本学において公的研究活動を行っている研究者をいう。

(3) 事務職員 本学において公的研究活動に付随する事務業務に従事する者をいう。

(4) 研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- ① カラ出張 実態を伴わない旅費を大学に支払わせること
- ② カラ謝金 使用実態を伴わない謝金・給与を大学に支払わせること
- ③ 預け金 架空の取引により代金を大学に支払わせ、業者に預け金として管理させること
- ④ その他法令、研究費を配分した機関が定める規程等及び本学規程等に違反する経費の使用

(研究者等の責務)

第3条 研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）は、公的研究費の不正使用を行ってはならず、また、他者による不正使用の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、コンプライアンスに関する研修等を受講しなければならない。

3 研究者等は、次の事項について誓約書を提出しなければならない。

- (1) 本学の規則等を遵守すること
- (2) 不正を行わないこと
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

第2章 不正使用防止のための体制

(最高管理責任者)

第4条 学長は、コンプライアンス意識の向上及び不正使用の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 学長は、本学におけるコンプライアンス教育について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、コンプライアンス・研究倫理委員長を充てるものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、本学に所属する研究者等に対し、コンプライアンスに関する教育を定期的に行わなければならない。

第6条 削除

第7条 削除

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第8条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、総務財務課に受付窓口を置くものとする。

(告発の受付体制)

第9条 不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、不正使用を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

3 窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、学長と協議の上、これを受け付けることができる。

4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長に報告するものとする。

5 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正使用の疑いが指摘された場合（不正使用を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、学長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第10条 不正使用の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、不正使用が行われようとしている、又は不正使用の加担を求められている等であるときは、相談窓口は、学長に報告するものとする。

4 前項の報告があったときは、学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

- 第 11 条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。
- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

- 第 12 条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。
- 2 学長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 学長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 学長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

- 第 13 条 学長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第 14 条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の

全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第 15 条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。この規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(告発等の取扱い及び配分機関への報告)

第 15 条の2 学長は、告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む)を受け付けた場合は、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

(予備調査の実施)

第 16 条 第9条に基づく告発があった場合又は学長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、学長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、学長が指名する。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第 17 条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

(本調査の決定等)

第 18 条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査結果を学長に報告する。

2 学長は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。

3 学長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

4 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(調査委員会の設置)

第 19 条 学長は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、速やかに調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学長が指名した者 2名以上

(2) 研究分野の知見を有する者 1名

(3) 法律の知識を有する者 1名

3 前項に定める調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、すべての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害を有しない者でなければならない。

(本調査の通知)

第 20 条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、学長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

4 学長は調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

(本調査の実施)

第 21 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について調査する。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

6 調査委員会は、本調査の開始後、概ね 150 日以内に本調査結果を取りまとめ、直ちに 学長へ報告する。

(本調査の対象)

第 22 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第 23 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、

証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。
(本調査の報告)

第 24 条 調査委員会は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与したものが関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

2 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

3 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

4 調査委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又閲覧、現地調査に応じるものとする。

(不正使用の疑惑への説明責任)

第 25 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る不正使用に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において説明しなければならない。

第6章 不正使用の認定

(認定の手続)

第 26 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正使用が行われたか否か、不正使用と認定された場合はその内容及び悪質性、不正使用に関与した者とその関与の度合、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正使用が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 27 条 調査委員会は、被告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正使用か否かの認定を行う。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正使用であるとの疑いを覆す

ことができないときは、不正使用と認定することができる。

(調査結果の通知及び報告)

第 28 条 学長は、速やかに、調査結果(認定を含む)を告発者、被告発者及び被告発者以外で不正使用に関与したと認定された者に通知するものとし、また、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 29 条 不正使用が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に定める新たな調査委員は、第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定に準じて指名する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告し、報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告し、報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 30 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して 50 日以内に、先の調

査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

- 4 学長は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第 31 条 学長は、不正使用が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに以下の調査結果を公表するものとする。

- (1) 不正使用に関与した者の所属及び氏名
- (2) 不正使用の内容
- (3) 公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要と認める事項

2 学長は、調査結果の報告において不正使用が行われていない旨の報告を受けた場合は、調査結果等の公表を行わないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

3 前項ただし書きの公表における公表内容は、不正使用の事実がなかったこと、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

4 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第 32 条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第 33 条 学長は、公的研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(措置の解除等)

第 34 条 学長は、不正使用が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してなされた研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

(処分)

第 35 条 学長は、本調査の結果、不正使用が行われたものと認定された場合は、当該不正使用等に関与した者に対して、関係諸規程に従って処分を課すものとする。

2 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

3 私的流用など行為の悪質性が高いと学長が判断した場合には、刑事告発や民事訴訟の手続きを執る。

(是正措置等)

第36条 本調査の結果、不正使用が行われたものと認定された場合には、学長は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 学長は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

第8章 その他

(規程の改廃)

第 37 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聞いて、学長が行う。

附 則

この規程は、2016 年 4 月 1 日をもって施行する。

附 則

この規程は、2021 年 4 月 28 日から施行する。(第 37 条関係)

附 則

この規程は、2021 年 8 月 19 日から施行する。(第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 29 条、第 31 条、第 35 条、第 36 条関係)

附 則

この規程は、2021 年 10 月 27 日から施行する。(第 3 条、第 15 条の 2、第 18 条、第 21 条、第 24 条関係)